

## 座間味村ホームページ掲載要綱

平成26年9月1日  
要綱第 3 号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、座間味村公式ホームページにおいて、村内事業所情報を掲載するために必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 「村内で営業する良心的な事業所情報の発信に貢献する」との座間味村ホームページ運営趣旨に沿い、優良店情報を積極的に国内外に発信することで、本村の産業振興につなげる。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所一覧 村ホームページの次の各カテゴリー別の店舗一覧をいう。

- ア 座間味村歩き
- イ ダイビング
- ウ シュノーケリング
- エ シーカヤック
- オ その他マリンスポーツ
- カ 泊まる
- キ 食べる
- ク 買う
- ケ スタンドアップパドルボード
- コ レンタカー・サイクリング

(2) 基本情報 ホームページの「座間味村の基本情報」中の各ページをいう。

(3) 情報掲載 事業所の屋号、電話番号など消費者からの連絡手段、営業案内を掲出することをいう。

### (料金)

第4条 事業所一覧や基本情報における第3条3号に定める情報掲載については無料とする。

### (掲載基準)

第5条 情報掲載を希望する事業所は、各事業の開業および存続のために法令で義務付けられる各種届出や許認可取得を証明する書類を提出するものとする。また事業所が、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業所一覧または基本情報に掲載しないものとする。

- (1) 暴力団、その他反社会的団体が関与する事業と認められるもの
- (2) 公序良俗に反する営業内容と認められるもの
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定にする風俗営業に関するもの
- (4) 青少年の健全育成上好ましくない事業
- (5) 当該事業所が運営するホームページなどの宣伝媒体において、誇大表示、不当表示、虚偽の表示その他不適切な表示が認められるもの
- (6) 村当局や座間味村商工会、一般社団法人座間味村観光協会、座間味ダイビング協

会、あか・げるま ダイビング協会など村内団体に対し、当該店の利用者や近隣住民からその営業内容や地域での実態について複数回苦情が寄せられている事業所、またはこれら村内商工・観光事業者の団体に入会を拒絶された事業所

(7) 村税や村が徴収する各種料金において滞納がみられる事業所。個人事業主にあつては、同一生計者を含むものとする。

(8) 各事業の開業および存続のために法令で義務付けられる各種届出や許認可取得が完了していない事業所

(9) その他 村長が情報掲載を適当でないと認めるもの

#### (掲載の削除)

第6条 すでに情報掲載されている事業所において、第5条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、事業所一覧並びに基本情報から削除することができる。

#### (審査機関)

第7条 村ホームページへの情報掲載可否を審査するため、座間味村ホームページ掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は副村長を、副委員長は課長職を充てる。副委員長とその他の委員については、審査内容に応じ委員長が指名する。

#### (会議)

第8条 審査会の会議は、情報掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に、座間味村商工会、一般社団法人座間味村観光協会、座間味ダイビング協会、あか・げるま ダイビング協会など関係機関役員または職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務・福祉課において処理する。

#### (掲載の復活)

第 条 第6条により事業所一覧並びに基本情報から削除された事業所については、削除要件となった第5条の事象が消滅した際に、掲載の復活を求めることができる。復活請求があつた際は、第7条に定める委員長が審査会を招集し、掲載可否を判断することとする。なお、第6条により再度削除された場合、復活を求めることはできないものとする。

#### (その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、村長が定める。

附則（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附則（施行期日）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。